

4 その他

- (1) 統計表中の記号は次によります。
 - 「－」該当がないもの。
 - 「0」「0.0」単位未満のもの。
 - 「▲」負数のもの。
 - 「X」該当事業所が1又は2事業所に関する数字であるため、統計の秘密保護の立場から内容を秘匿したものです。また、3以上の事業所に関する数字でも秘匿した事業所に関する数字が前後の関係から判明する場合も「X」で表しています。
- (2) 数値の単位未満は四捨五入しています。したがって、合計と内訳が一致しない場合があります。
- (3) 日本標準産業分類が平成14年3月に改訂（平成14年10月1日適用）されましたが、工業統計調査に係る改訂点は次のとおりです。
 - ① 旧小分類「191－新聞業」、「192－出版業」については、新大分類「H－情報通信業」に移行。
 - ② 旧中分類「30－電気機械器具製造業」については、新中分類「27－電気機械器具製造業」、「28－情報通信機械器具製造業」及び「29－電子部品・デバイス製造業」に分割。
- (4) この報告書に示す地域区分は、別添ファイル「地域区分図」のとおりです。
- (5) この報告書の内容についての問い合わせは下記にお願いします。

熊本県地域振興部統計調査課

〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号

Tel096-383-1111（内線3611）

（直通）096-333-2177